

貨物概要

米粉 75%、でん粉 10%、とうもろこし粉 15%を均一に混合した粉状のもの。

分類

関税率表第 1102.90 号 - 3 (統計番号 1102.90-310 又は-390) の米粉

分類理由

でん粉は穀粉の主な成分の 1 つであり、米粉及びとうもろこし粉 (ともに穀粉) にでん粉を加えても穀粉の特性を変えるものではないことから、穀粉の混合物として第 11.02 項に分類されます。

米粉ととうもろこし粉の混合物で、米粉が全重量の 75%であることから米粉が重要な特性を与えているものと認められますので、上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります (関税法第 4 条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属 (分類) となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)